

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4399657号  
(P4399657)

(45) 発行日 平成22年1月20日(2010.1.20)

(24) 登録日 平成21年11月6日(2009.11.6)

(51) Int.Cl.

F 1

**B 6 5 D 7 5 / 1 4 (2006.01)**

B 6 5 D 7 5 / 1 4

請求項の数 2 (全 9 頁)

(21) 出願番号	特願2000-171488 (P2000-171488)	(73) 特許権者	000238005 株式会社フジシールインターナショナル 大阪府大阪市淀川区宮原4丁目1番6号
(22) 出願日	平成12年6月8日(2000.6.8)	(73) 特許権者	000202154 相互印刷紙器株式会社 大阪府大阪市北区本庄西3丁目8番26号
(65) 公開番号	特開2001-348058 (P2001-348058A)	(74) 代理人	100074332 弁理士 藤本 昇
(43) 公開日	平成13年12月18日(2001.12.18)	(72) 発明者	橋本 忠 大阪市鶴見区今津北5丁目3番16号 株式会社フジアルファ内
審査請求日	平成19年5月16日(2007.5.16)	(72) 発明者	橋本 保雄 大阪市鶴見区今津北5丁目3番16号 株式会社フジアルファ内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 包装ケース

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

商品説明等の表示を施すための表示用台紙部(A)と、該表示用台紙部(A)の前面側において被包装物の略全体を表示用台紙部(A)と共に包装すべく、後方側に開口した収容部(B)とを備え、表示用台紙部(A)は収容部(B)の外形よりも大きな面積を有しており、表示用台紙部(A)と収容部(B)は、一枚の展開状のプラスチックシートから形成されており、収容部(B)は、収容部(B)の前面を構成する前壁部(1)と、一方の側縁部において前壁部(1)と連設され且つ、前壁部(1)の外形に略沿って曲げられて収容部(B)の周面を構成する帯状片部(4)とを備え、表示用台紙部(A)と前壁部(1)と帯状片部(4)とで被包装物の略全体が包囲されていることを特徴とする包装ケース。

10

【請求項2】

表示用台紙部(A)、表示用台紙部(A)と前壁部(1)の下縁部同士を連結する連結片部(3)、前壁部(1)、帯状片部(4)の順に連設された展開状のプラスチックシートが使用され、連結片部(3)が載置面となって包装ケースは自立可能に構成されており、帯状片部(4)の他方の側縁部には固定片部(5)が延設され、該固定片部(5)で帯状片部(4)は表示用台紙部(A)と固定され、帯状片部(4)の両端部(4a)同士が連結片部(3)の内側で繋ぎ合わせられている請求項1記載の包装ケース。

【発明の詳細な説明】

【0001】

20

**【発明の属する技術分野】**

本発明は、種々の商品を被包装物として包装するための包装ケースの改良に関する。

**【0002】****【従来の技術】**

一般に、この種の包装ケースとしては、紙製の台紙部と、プラスチックシートをシート成形することにより、後方側に開口する収容凹部が形成された収容部とから構成された、いわゆるプリスターパックが多用されている。

そして、台紙部にはその両面に商品説明等の表示が印刷により施され、プラスチックシートは透明なものが使用されて前面側から商品が透視可能となっており、店頭での陳列に適している。

10

**【0003】****【発明が解決しようとする課題】**

しかしながら、シート成形のための成形型が必要で、また、製造工程においても、シート成形工程が必要で製造設備が大型化する。しかも、紙とプラスチックシートという二種類のシート材が必要にもなる。

従って、大量生産には好適であるものの、多品種小ロット生産にはコスト等の観点から必ずしも適したものとは言えない。

また、紙とプラスチックを分別廃棄しなければならないという問題もある。

**【0004】**

そこで本発明は、上記従来の問題点に鑑みてなされ、プリスターパックの代替品として、製造コストが少なく製造容易であって小ロット生産に適した包装ケースを提供することを課題とする。

20

**【0005】****【課題を解決するための手段】**

本発明は、上記課題を解決すべくなされたものであり、本発明に係る包装ケースは、商品説明等の表示を施すための表示用台紙部と、該表示用台紙部の前面側において被包装物の略全体を表示用台紙部と共に包装すべく、後方側に開口した収容部とを備え、表示用台紙部は収容部の外形よりも大きな面積を有しており、表示用台紙部と収容部は、一枚の展開状のプラスチックシートから形成されており、収容部は、収容部の前面を構成する前壁部と、一方の側縁部において前壁部と連設され且つ、前壁部の外形に略沿って曲げられて収容部の周面を構成する帯状片部とを備え、表示用台紙部と前壁部と帯状片部とで被包装物の略全体が包囲されていることを特徴とする。

30

**【0007】**

更に、表示用台紙部、表示用台紙部と前壁部の下縁部同士を連結する連結片部、前壁部、帯状片部の順に連設された展開状のプラスチックシートが使用され、連結片部が載置面となって包装ケースは自立可能に構成されており、帯状片部の他方の側縁部には固定片部が延設され、該固定片部で帯状片部は表示用台紙部と固定され、帯状片部の両端部同士が連結片部の内側で繋ぎ合わせられていることが好ましい。

**【0008】****【発明の実施の形態】**

以下、本発明の包装ケースの一実施形態について図1乃至図5を参酌しつつ、説明する。

40

**【0009】**

本実施形態における包装ケースは、商品説明等の表示を施すための表示用台紙部Aと、該表示用台紙部Aの前面側において、被包装物としての円柱状物品Cの略全体を表示用台紙部Aと共に包装すべく、後方側に開口した収容部Bとを備える。

**【0010】**

収容部Bは、円柱状物品Cの軸線が前後方向となるように該物品Cを収容すべく物品Cの外形に沿った形状とされており、収容部Bの前面を構成する略円形状の前壁部1と、該前壁部1と表示用台紙部Aとの間に位置して、収容部Bの略円筒状の周面を構成する帯状片部4とから構成される。そして、前壁部1、帯状片部4及び表示用台紙部Aによって物品

50

Cの略全体を包囲する構成となっている。

【0011】

また、表示用台紙部Aは、略矩形に形成され、収容部Bの外形よりも大きな面積を有している。即ち、表示用台紙部Aは、収容部Bの外形よりも外側にはみ出したはみ出し部A1を有しており、上方側には吊下用孔2が形成されて吊り下げ可能になっている。

【0012】

かかる包装ケースは、図5に示すような一枚の展開状のプラスチックシートから形成されている。即ち、かかる展開状のプラスチックシートにおいて、その一方側から順に表示用台紙部A、連結片部3、前壁部1、帯状片部4、固定片部5が縦方向に連設され、これらの部位は折曲罫線が刻設された折り目6を介して区画されている。

10

【0013】

表示用台紙部Aには、吊下用孔2、固定片部5の差し込み用スリット7、固定片部5の係止用孔8が縦方向に並んで形成されている。また、連結片部3は、表示用台紙部Aと前壁部1の下縁部同士を連結し、表示用台紙部Aや前壁部1よりも幅狭である。更に、帯状片部4は、横方向に沿って略一定幅の細長い帯状であり、その一方の側縁部略中央において前壁部1と折り目6を介して連設され、前壁部1の外形一周分以上の長さを有している。尚、この帯状片部4が前壁部1の外形に沿って筒状に曲げられ、両端部4a同士が繋ぎ合わせられて収容部Bの略円筒状の周面を構成する。その繋ぎ合わせのために、帯状片部4は、その一方の側縁部における一端部側にスリット状の切欠部9が幅方向に沿って形成され、他方の側縁部における他端部側にも左右対称の位置関係を有して同形状のスリット状の切欠部9が形成されている。そして、左右のスリット状の切欠部9同士を係合させることで筒状となる。(図2、図3参照)

20

【0014】

一方、固定片部5は、帯状片部4の他方の側縁部略中央位置に折り目6を介して延設され、その先端部には左右両側に張り出した係止用張り出し部5aが形成されて、全体として略逆T字状を呈している。

【0015】

ここで、プラスチックシートとしては、被包装物を透視可能な透明、半透明のものを使用でき、例えば、厚さ0.1mm乃至0.5mm程度のポリエステル、ポリプロピレン、ポリ塩化ビニル製のシートを用いることができる。そして、表示用台紙部Aの両面の所定箇所に印刷が施され、所定形状に打ち抜かれる。

30

【0016】

以上のような展開状のプラスチックシートを使用した包装ケースの組立について説明する。

【0017】

まず、スリット状の切欠部9同士を係合させて帯状片部4を略円筒状にして収容部Bの周面を形成する。このように両端部4a同士を相互に係合させることによって容易に繋ぎ合わせることができる。

【0018】

そして、前壁部1を折り目6で折り曲げて後方側に開口した収容部Bを形成してその収容部Bに被包装物を入れ、更に、前壁部1と連結片部3との間、及び、連結片部3と表示用台紙部Aとの間を各々折り目6で折り曲げる。これにより、表示用台紙部Aと前壁部1とが略平行となり、且つ、表示用台紙部Aで収容部Bの開口が略閉口されて、表示用台紙部Aと前壁部1と帯状片部4とで円柱状物品Cの略全体が包囲される。

40

【0019】

その後、固定片部5を差し込み用スリット7に差し込み、表示用台紙部Aの後面から引き出した固定片部5の先端部を図4のように係止用孔8に前方側へと押入する。固定片部5の先端部は、係止用張り出し部5aが形成されていて係止用孔8の開口面積に比して大きいので、この係止用張り出し部5aが係止用孔8の開口縁部で係止され、その結果、固定片部5で帯状片部4を表示用台紙部Aに固定することができる。

50

## 【 0 0 2 0 】

以上のようにして一枚の展開状のプラスチックシートから図 1 に示すような包装ケースを簡単に組み立てることができる。また、シート各部位の係合により固定する構成なるため、固定に接着剤を使用する必要もない。

## 【 0 0 2 1 】

更に、前壁部 1 と連設された帯状片部 4 で周面を構成したことにより、被包装物の略全体を容易に包装することができ、包装ケース全体が透視若しくは半透明のプラスチックシートから形成されているので、基本的に全方向から被包装物を透視可能である。

## 【 0 0 2 2 】

また、被包装物を包装ケースで包装した包装体は、吊下用孔 2 を用いて吊り下げ陳列される以外にも、連結片部 3 が載置面となって自立状態で陳列等される。このように包装ケースを自立状態とする場合、図 2 及び図 3 のように、繋ぎ合わせられた帯状片部 4 の両端部 4 a が連結片部 3 の内側位置において繋ぎ合わせられているので、自立の際の邪魔にならない。しかも、帯状片部 4 の両端部 4 a が各々連結片部 3 から左右方向にはみ出した状態となるので、このはみ出した帯状片部 4 の両端部 4 a によって、包装ケースの接地面積が連結片部 3 のみの場合に比して増加し、自立状態がより一層安定する。また、繋ぎ合わせた部分が下側にあるので見えにくく外観上も良好である。

10

## 【 0 0 2 3 】

尚、円柱状物品 C の形状に合わせて帯状片部 4 を円筒状とした場合について説明したが、図 6 のようなプラスチックシートを使用して正面視略矩形の收容部 B を構成するようによい。その場合、帯状片部 4 を折り曲げて角筒状の周面を構成するので、同図の如く、帯状片部 4 の所定箇所に幅方向に沿った折り目 6 を形成することが好ましい。

20

## 【 0 0 2 4 】

また、表示用台紙部 A と前壁部 1 の下端部同士を連結する連結片部 3 に代えて、図 7 や図 8 のように、表示用台紙部 A と前壁部 1 との間の位置に帯状片部 1 0 を設けることも可能である。即ち、帯状片部 1 0 の一方の側縁部において前壁部 1 が連設され、他方の側縁部において表示用台紙部 A が連設される構成である。この構成では、図 7 のように、帯状片部 1 0 の略中央位置に表示用台紙部 A と前壁部 1 とが位置する構成とする他、図 8 のように、帯状片部 1 0 の一端部に表示用台紙部 A と前壁部 1 とを位置させることもできる。更に、図 7 や図 8 の構成では、前壁部 1 の上縁部と表示用台紙部 A とを連結するための連結片部 1 1 が、前壁部 1 の上縁部に延設され、該連結片部 1 1 から更に固定片部 5 が延設されている。そして、図 7 の構成では、帯状片部 1 0 が連結片部 1 1 の内側（下方側）位置で両端部 1 0 a がスリット状の両切欠部 9 で繋ぎ合わせられるが、連結片部 1 1 の外側で繋ぎ合わせてもよい。同様に図 5 や図 6 の場合でも連結片部 3 の外側で帯状片部 4 を繋ぎ合わせることもできる。

30

## 【 0 0 2 5 】

一方、図 8 の構成では、長手方向先端部（一端部）に係止用張り出し部 1 2 が形成され、該先端部が一周して基端部（他端部）に設けられた係止用孔 1 3 に差し込まれて係止されて筒状となる構成である。

## 【 0 0 2 6 】

このように、帯状片部の両端部同士を繋ぎ合わせる構成も種々の構成を採用でき、無論、接着等によって繋ぎ合わせてもよい。また、帯状片部の両端部同士を繋ぎ合わせる以外にも、その端部を連結片部に直接繋ぐこともできる。

40

更に、表示用台紙部 A と前壁部 1 との間、前壁部 1 と固定片部 5 との間に、收容部 B の周面の略半周分の長さの帯状片部を各々設ける構成とすることもできる。

## 【 0 0 2 7 】

何れにしても、一方の側縁部において前壁部 1 と連結された帯状片部を設け、該帯状片部を前壁部 1 の外形に略沿って曲げることによって收容部 B の周面を構成することにより、被包装物の前後両面のみならず略全体を容易に包囲することができるのである。

## 【 0 0 2 8 】

50

尚、固定片部 5 の表示用台紙部 A との固定方法についても適宜設計変更可能であり、例えば、係止用張り出し部 5 a に代えて、図 9 のように、固定片部 5 の先端部に切り込み 5 b を形成し、切り込み 5 b によって区画される舌片状の差込部 5 c を表示用台紙部 A の係止用孔 8 の開口縁部にひっかけて固定することもできる。無論、固定片部 5 を直接表示用台紙部 A の後面や前面に貼着してもよい。また、固定片部 5 を例えば帯状片部の他方の側縁部に複数箇所設けることもできる。

【 0 0 2 9 】

【発明の効果】

以上のように、一枚の展開状のプラスチックシートから被包装物の略全体を覆うことができる構成としたので、プリスターパックのようなシート成形が不要となり、製造が容易且つ安価となって小ロット生産に好適である。

10

【図面の簡単な説明】

【図 1】本発明の一実施形態における包装ケースを示す斜視図。

【図 2】同包装ケースの要部を示す一部破断線を含む背面図。

【図 3】同包装ケースの一部破断線を含む底面図。

【図 4】図 2 の P - P 断面図。

【図 5】同包装ケースの展開図。

【図 6】他実施形態における包装ケースの展開図。

【図 7】他実施形態における包装ケースの展開図。

【図 8】他実施形態における包装ケースの展開図。

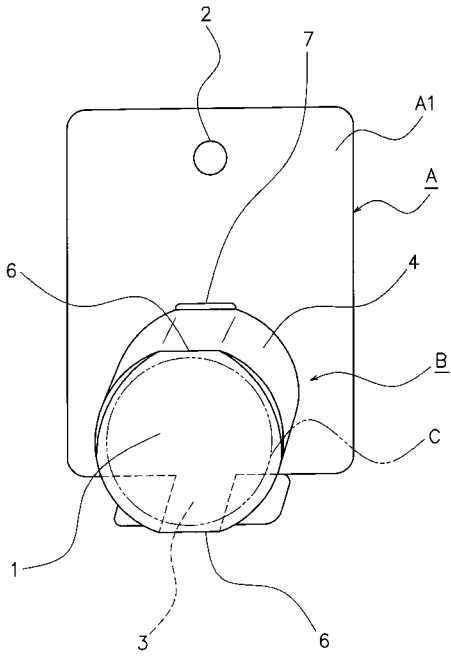
20

【図 9】他実施形態における包装ケースの要部を示す背面図。

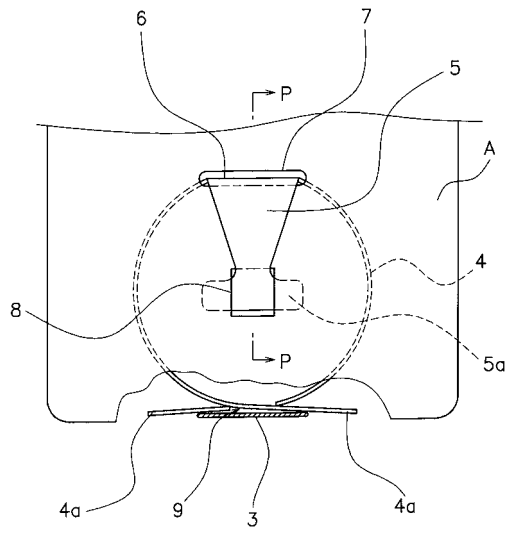
【符号の説明】

A ... 表示用台紙部、 B ... 収容部、 C ... 円柱状物品（被包装物）、 1 ... 前壁部、 2 ... 吊下用孔、 3 , 1 1 ... 連結片部、 4 , 1 0 ... 帯状片部、 4 a ... 端部、 5 ... 固定片部、 5 a , 1 2 ... 係止用張り出し部、 5 b ... 切り込み、 5 c ... 差込部、 6 ... 折り目、 7 ... 差し込み用スリット、 8 , 1 3 ... 係止用孔、 9 ... 切欠部

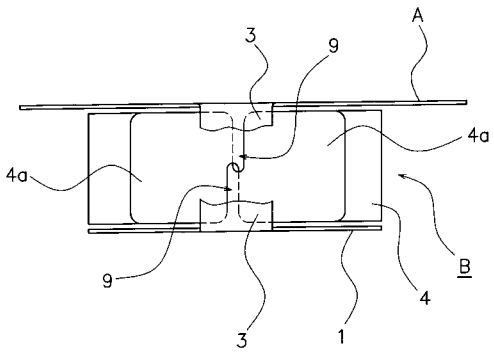
【図 1】



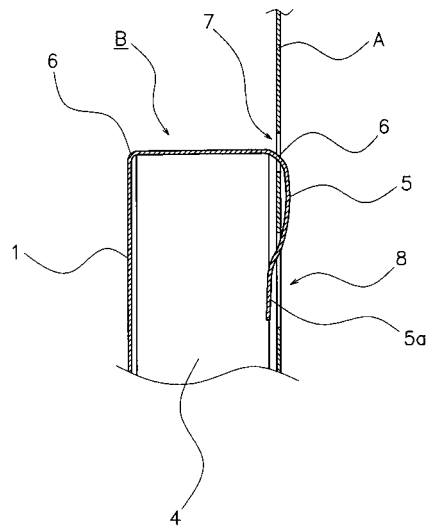
【図 2】



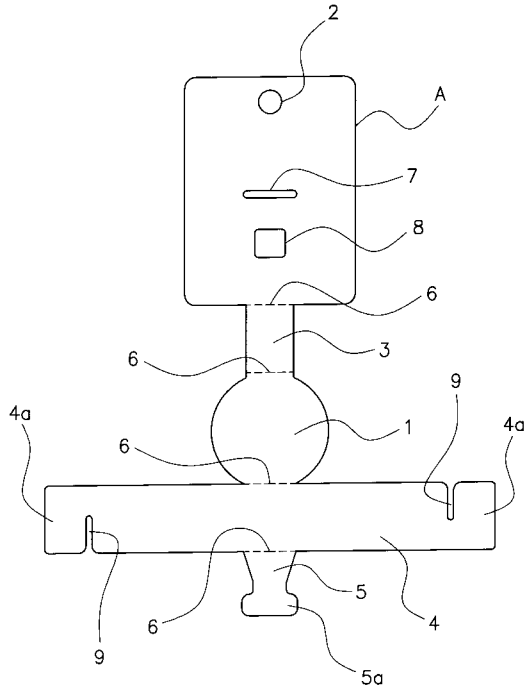
【図 3】



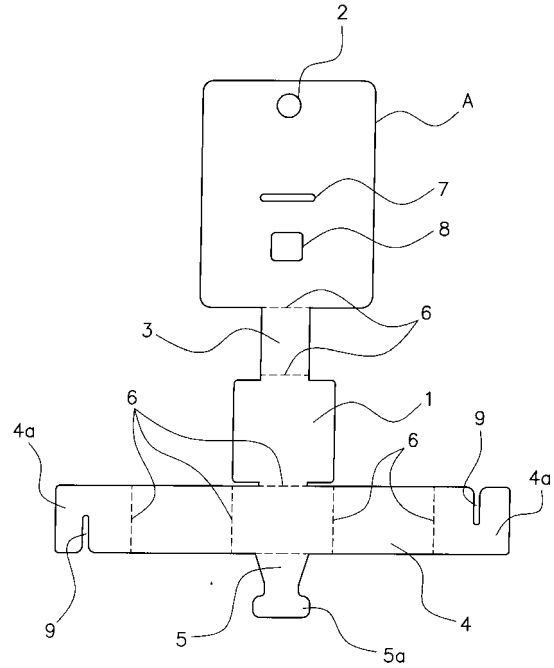
【図 4】



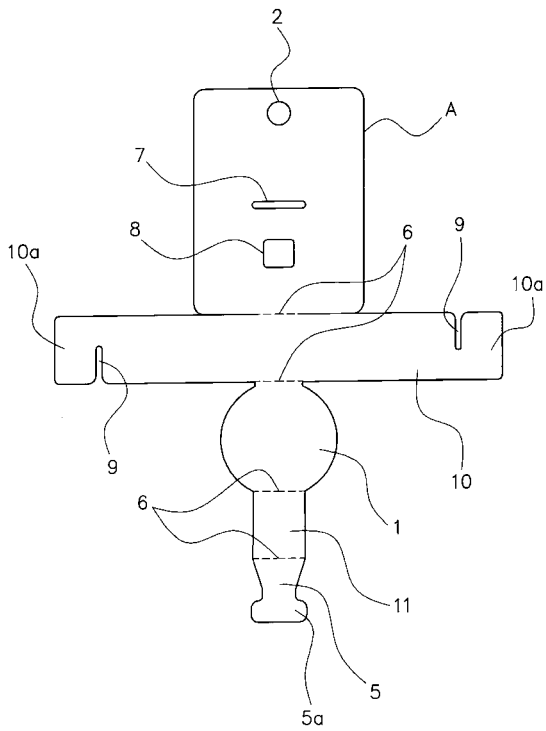
【図5】



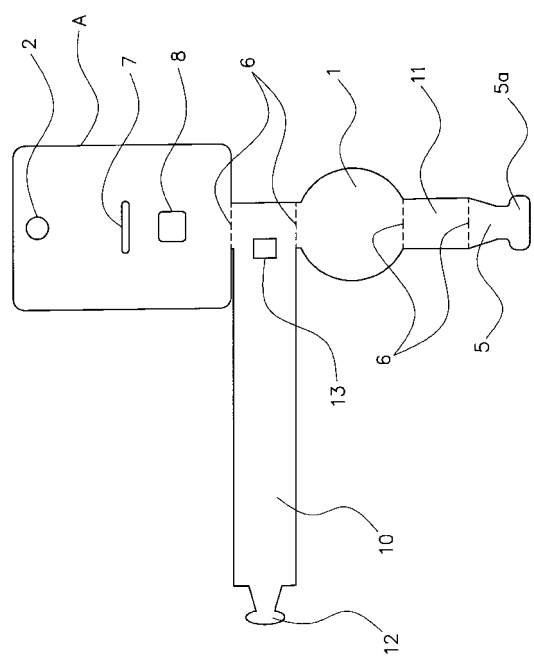
【図6】



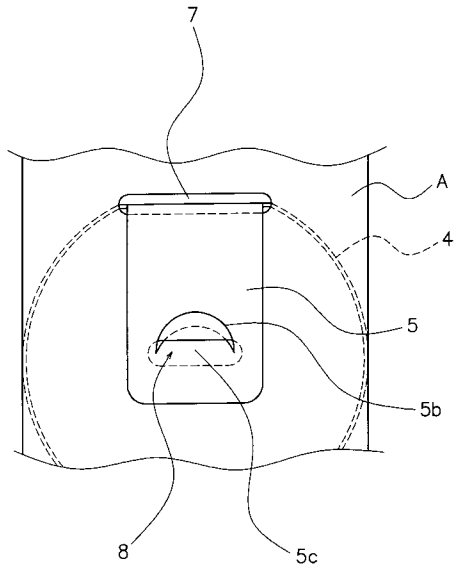
【図7】



【図8】



【図9】



---

フロントページの続き

審査官 種子島 貴裕

- (56)参考文献 特開2001-253470(JP,A)  
特開平11-198930(JP,A)  
特開平11-124168(JP,A)  
特開平11-321922(JP,A)

- (58)調査した分野(Int.Cl., DB名)  
B65D 75/14